平成２１年（フ）第１２５号
三重県志摩市磯部町山原127番地
債務者　石橋　裕仁
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１９３４号
名古屋市港区多加良浦町３丁目６番地の２
債務者　シマ塗装こと　中島　義徳
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１５７号
愛知県海部郡美和町木田字東阿弥陀35―２ベルクルール杉本Ⅱ503、住民票上の住所愛知県海部郡七宝町大字沖之島字九之坪67番地
債務者　古賀　史彦
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３８６号
名古屋市北区上飯田東町５丁目42番地　市営上飯田荘３棟602号
債務者　飯田　圭子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４１８号
愛知県瀬戸市菱野町176番地　ハーモニアステージ瀬戸906
債務者　田中　言人
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５５１号
名古屋市北区上飯田北町４丁目75番地の３上飯田第二市街地住宅１棟830号
債務者　工藤　憲一
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５６９号
名古屋市中村区亀島２丁目31番10号　グランドゥール706
債務者　平井　修一
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１４号
釧路市千歳町10番124号
債務者　尾崎由佳子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２９３号
北海道白糠郡白糠町西庶路東１条北３丁目１番地９
債務者　堀井　祥志
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３００号
釧路市美原４丁目４番4404号
債務者　大高　映次
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２１２６号
神奈川県茅ヶ崎市南湖５―17―24、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市十間坂２丁目２番33号
債務者　鈴木　善夫
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３８２号
横浜市鶴見区尻手２丁目３番26号
債務者　山下　　実
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３９８号
神奈川県藤沢市石川４丁目27番地の12セリバテールテンＢ―３
債務者　橋本まさえ（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４８０号
横浜市磯子区岡村２丁目15番１号
債務者　西谷　郁郎
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５３２号
横浜市神奈川区高島台１番地11　富士見マンション103号
債務者　沼田　年男
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５５１号
横浜市中区海岸通４丁目23番地１　海岸通４丁目団地1016号室
債務者　田鍋ひろみ
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部